

# 大分大学減災・復興デザイン教育研究センター運営委員会細則

平成29年12月25日制定

平成29年細則第25号

## (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学減災・復興デザイン教育研究センター規程（平成29年規程76号）第9条第2項の規定により、大分大学減災・復興デザイン教育研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大分大学減災・復興デザイン教育研究センター（以下「センター」という。）の運営に関すること。
- (2) センターの事業計画に関すること。
- (3) センターの担当教員の編成に関すること。
- (4) センターのコーディネーターの選考及び評価に関すること。
- (5) センターの予算に関すること。
- (6) その他センターの運営に関し必要な事項

## (構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
  - (2) センター次長
  - (3) 主担当の教員 若干人
  - (4) 兼担の教員 若干人
  - (5) 各学部の教員 各1人
  - (6) 研究推進部長
  - (7) その他センター長が必要と認める者
- 2 前項第3号、第4号及び第7号の委員は、センター長が指名する。
- 3 第1項第5号の委員は、各学部長の推薦に基づき、センター長が指名する。
- 4 前二項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、センター次長がその職務を代行する。

## (会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (議事の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは、当該議事に参加した委員とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究推進部産学連携課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年学内共同教育研究施設等細則第28号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年学内共同教育研究施設等細則第3号)

この細則は、令和5年6月21日から施行する。